

京極町国土強靱化地域計画



令和3年3月【令和7年3月改訂】

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の位置付け

第2章 京極町強靱化の推進目標

- 1 京極町強靱化の基本目標
- 2 事前に備えるべき目標

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定
- 3 評価の実施手順
- 4 評価結果

第4章 京極町強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラム策定の考え方
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定
- 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）
【京極町強靱化のための施策プログラム一覧】

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等
- 2 計画の推進方法

[別表1] 京極町強靱化に関する脆弱性評価

[別表2] 京極町強靱化のための推進事業一覧

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じて、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

また、京極町においても、2018年9月6日に発生した胆振東部地震による道内全域における大規模災害や過去の経験から、地震・豪雨・暴風・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には、社会情勢の変化や災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しが行われました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、自然災害から得られた知見などを踏まえて改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきています。

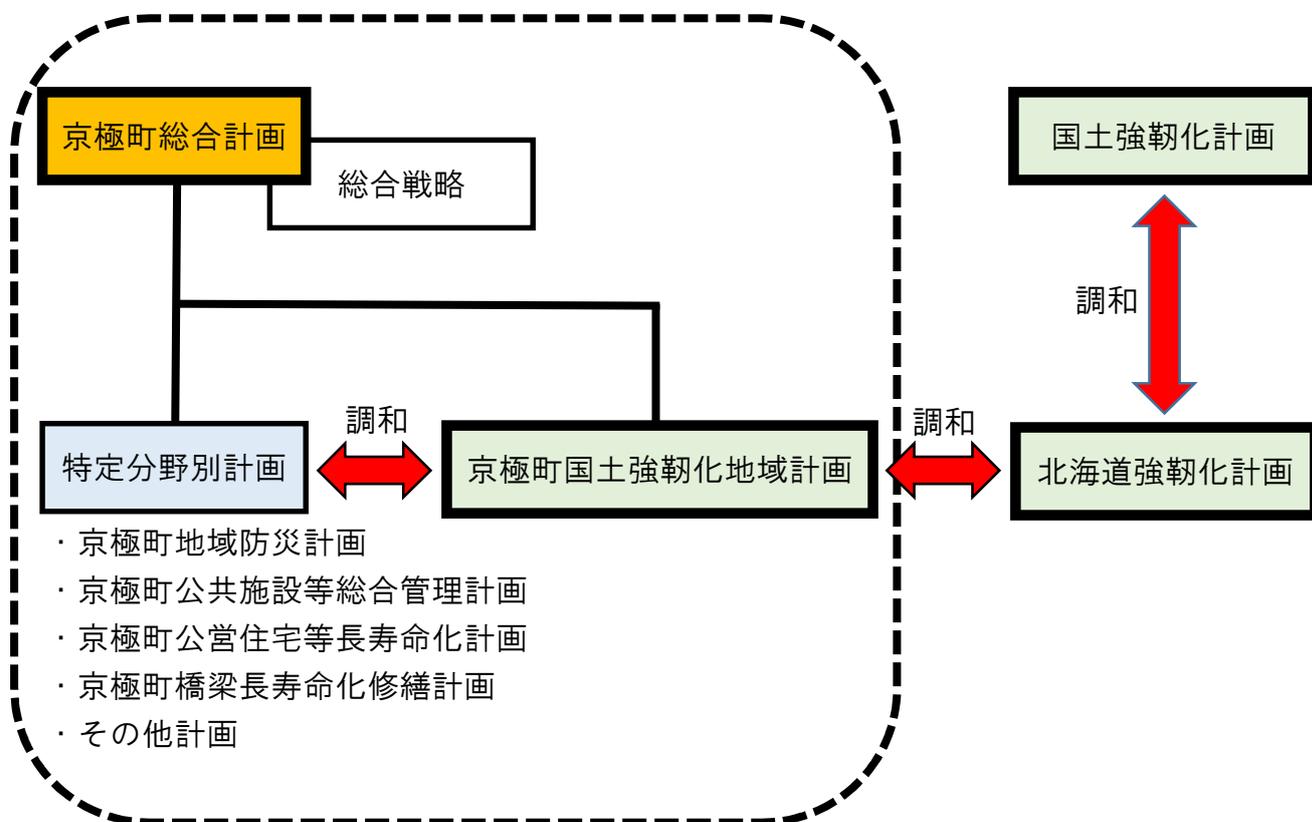
この間、京極町においても、東日本大震災や胆振東部地震、豪雨・暴風災害等の教訓を踏まえ、「京極町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところです。

京極町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、京極町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国、北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組をさらに加速していかなければなりません。

こうした基本認識のもと、京極町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「京極町国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について京極町における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられている。このため、京極町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 京極町強靱化の推進目標

1 京極町強靱化の基本目標

京極町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することと、国の基本目標や北海道強靱化の目標を踏まえ、京極町の現状や災害の切迫性等に応じて次のように定める。

京極町の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 京極町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興がなされること

2 事前に備えるべき目標

本町は、北海道の西部、後志管内の東部に位置し、南西の羊蹄山、北東の無意根連峰に挟まれ、町域の大部分が丘陵起伏して平坦地が少ない地形となっており、緩やかな波状地である南西部に耕地が広がり、市街地が形成されています。

気候については、夏は温暖で冬は寒い内陸型の気候で、冬期間は降雪量が多く、道内有数の豪雪地帯となっています。

近年の異常気象による暴風・豪雨等の風水害被害の発生や今後想定される大規模自然災害に対し、次のように備えるべき目標を定める。

事前に備えるべき目標

- (1) 災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。
- (2) 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 災害発生後であっても、必要不可欠な経済活動を維持する。
- (5) 災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (7) 迅速かつ円滑な普及・復興活動を確保する。

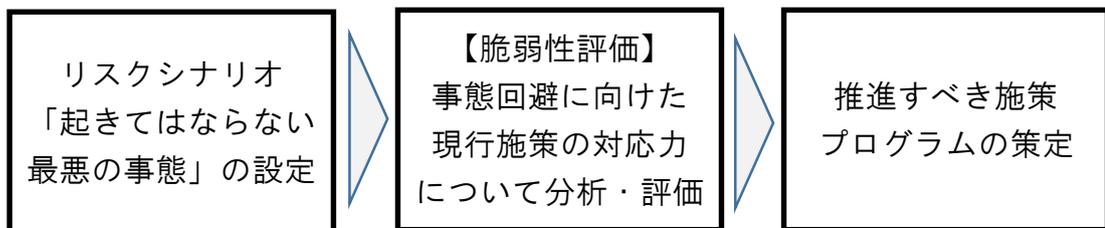
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

京極町としても、本計画に掲げる京極町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般のリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|------------------|----------------------------------|
| 1 人命の保護 | 1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 行政機能の確保 | 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 経済活動の機能維持 | 4-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| 5 ライフラインの確保 | 5-1 エネルギー供給の停止 |
| | 5-2 食料の安定供給の停滞 |
| | 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | 5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 6 二次災害の抑制 | 6-1 農地・森林等の被害による荒廃 |
| 7 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表1「京極町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

①「人命保護」に関する事項

道路施設をはじめ、防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後到老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行う必要がある。

各種災害に対応した計画区域の指定やハザードマップの更新、避難計画の策定、防災訓練の実施などのソフト面の対策について、国や道などの関係機関と連携し、対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。

災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。

住民だけでなく、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細やかな防災対策を講じる必要がある。

②「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。

災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて、引き続き支援体制の整備を進める必要がある。

③「行政機能の確保」に関する事項

大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。

町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政機関の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

④「経済活動の機能維持」に関する事項

災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する。

⑤「ライフラインの確保」に関する事項

食料の備蓄やエネルギーの安定供給に向け、継続的に取組の強化を図る必要がある。

町民生活を支える基本的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるように、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。

交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化を支えるものであり、広域分散型の北海道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワーク強化とともに、分散型の国土形成の基盤となる高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。

⑥「二次災害の抑制」に関する事項

二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要がある。

⑦「迅速な復旧・復興等」に関する事項

災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。

復旧・復興をはじめ、災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるように、災害時における行政機関との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。

第4章 京極町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「京極町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず、国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで、取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策の推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

そのため、京極町総合計画やその他の計画との整合性を図りながら、施策プログラムの中から重点化すべき施策項目を設定する。

重点化すべき施策項目は、強靱化施策の大枠を示すものであり、毎年度の予算編成や施策の進捗状況を踏まえ、緊急性や優先度を総合的に判断し、施策の推進について努めることとする。

【京極町強靱化のための施策プログラム一覧】

1 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

＜住宅・建物等の耐震化＞

○国の「国土強靱化基本計画」及び北海道の「北海道強靱化計画」の方針に基づき、住宅や建築物の耐震化について推進し、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する。

○多くの住民等が利用する公共施設等について、耐震化を促進する。

＜建築物等の老朽化対策＞

○公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

＜避難場所等の指定・整備＞

○災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所を確保し、避難所等の住民周知を図る。

○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難場所の住民周知を図る。

＜避難路等の確保＞

○避難場所への経路の安全を確保し、適切な避難ができるよう、避難路の計画的な維持管理等を推進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------|------|
| 役場庁舎の耐震化 | 100% | 現状維持 |
| 小中学校の耐震化 | 100% | 現状維持 |
| 公共施設の耐震化 | 90% | 100% |
| 社会福祉施設の耐震化 | 100% | 現状維持 |
| 避難所の指定箇所 | 13箇所 | 随時整備 |
| 福祉避難所の指定箇所 | 2箇所 | 随時整備 |

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

＜警戒避難体制の整備＞

○活火山である羊蹄山を抱える地域にあるため、関係機関の連携のもと警戒避難体制の整備を進める。

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定を行っている。また、土砂災害が危惧される場所等を網羅したハザードマップにより住民周知を図る。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|------|------------|
| 土砂災害警戒区域指定数 | 12か所 | 基礎調査に基づき指定 |
| 土砂災害特別警戒区域指定数 | 9か所 | 基礎調査に基づき指定 |
| ハザードマップ等の作成・更新 | 作成済 | 随時更新 |

1-3 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

《ハザードマップの作成》

- 浸水想定区域に基づきハザードマップを作成する。

《河川改修等の治水対策》

- 近年の大雨災害等を勘案した整備を推進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----|------|
| ハザードマップ等の作成・更新 | 作成済 | 随時更新 |

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

《暴風雪時における道路管理体制》

- 暴風雪時において、通行規制等の情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

《除雪体制の確保》

- 各道路管理者の基準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、被害の拡大を防ぐために緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------|------|
| 堆雪スペースの確保等 | 39箇所 | 45箇所 |

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

《積雪寒冷を想定した避難所等の対策》

- 避難所等における防寒対策として、毛布、ストーブなどの暖房器具や非常用電源の備蓄を計画的に進める。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|---------------------------|----------------|
| 備品の整備 | 毛布216枚 暖房器具5台 発電機1台 | 随時更新 |
| 非常用電源の整備 | 役場庁舎 公民館 診療所 | 必要に応じ 更新・増強 |

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

《関係機関の情報共有化》

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関が設置する災害対策本部等との連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。

《住民等への情報伝達体制の強化》

- 住民等への災害情報の伝達にあたって防災行政無線を活用するほか、ホームページによる情報提供やアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設における防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時に情報収集や避難等に支援が必要な方に対して、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成、避難誘導及び支援体制の整備など、所要の対策を推進する。

《地域防災活動、防災教育の推進》

- 町内会等の地域ごとに自主防災組織の設置及び育成を促進するとともに、地域防災に関する実践活動のリーダーの養成により、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

- 防災教育の推進に向けた各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働を図る。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体験型の防災教育など、学校における防災教育の推進を図る。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-------|-------|
| 防災行政無線の整備 | 整備済み | 現状維持 |
| 自主防災組織数 | 0 組織 | 1 組織 |
| 防災訓練の実施件数 | 年 1 回 | 年 1 回 |

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《物資供給等に係る連携体制の整備》

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備を促進する。

《非常用物資の備蓄促進》

- 災害時において応急物資の供給・調達を図るため、京極町地域防災計画の方針に基づき、物資調達等の体制整備に取り組む。
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄についての啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-------|------|
| 防災関係協定数 | 1 2 件 | 現状維持 |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

《防災訓練等による救助・救急体制の強化》

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊などの防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

○消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。

○消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

-12-

《自衛隊体制の維持・拡充》

○大規模災害において、救助・救急活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取組を推進する。

《救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備》

○災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------|-----|-----|
| 消防団員数 | 43名 | 55名 |

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

《被災時の医療支援体制の強化》

○被災時に必要な医療救護活動を実施するため、北海道、医師会、日本赤十字社等と連携し、被災時の医療支援体制の構築を図る。

《災害時における福祉的支援》

○社会福祉施設等の利用者や入所者など、災害時の避難等において支援が必要となる要配慮者に対応できるように、社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら支援体制の充実を図る。

《防疫対策》

○災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|------|------|
| 災害時防疫活動協力協定の締結 | 1件 | 現状維持 |
| 麻しん・風しんワクチン接種率 | 100% | 100% |

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

《災害対策本部機能等の強化》

- 災害対策本部に係る職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における本部設置の代替場所、業務内容などの運用事項について、実動訓練等を通じて検証し、必要に応じた見直しを行う。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画等の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害対応に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

《行政の業務継続体制の整備》

- 災害発生時に行政サービスの機能低下を招かないよう適切な人員配置をするなど、災害時における業務の継続体制を確保する。
- 行政情報システム機能の維持・継続のための取組を推進する

《広域応援・受援体制の整備》

- 大規模災害時の災害応急体制を確保するため、自治体相互の応援協定等の効果的な運用を検討し、広域応援・受援体制の構築を図る。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|------|------|
| 災害対策本部（役場庁舎）耐震化 | 100% | 現状維持 |
| 消防団員数 | 43名 | 55名 |

4 経済活動の機能維持

4-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

《企業の事業継続体制の強化》

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、商工会等の関係機関と連携して、継続体制の強化の支援を図る。

5 ライフラインの確保

5-1 エネルギー供給の停止

《再生可能エネルギーの導入検討》

- 災害時のリスク分散、エネルギーの地産地消などを勘案しながら、再生可能エネルギーの導入について検討する。

《避難所等への燃料供給の確保》

- 災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携の強化を図る。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|------|------|
| 災害時のエルピーガス支援協定締結 | 締結済み | 現状維持 |
| 災害時の石油類燃料の供給協定締結 | 締結済み | 現状維持 |

5-2 食料の安定供給の停滞

《食料生産基盤の整備》

- 平時、災害時を問わず本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、防災・減災対策を含め、生産基盤の整備を着実に推進する。
- 本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的農業経営に資する取り組みを推進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|---------|------|
| 農家戸数 | 85戸 | 現状維持 |
| 認定農業者数 | 73名 | 現状維持 |
| 耕地面積 | 2,510ha | 現状維持 |

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

《水道施設等の防災対策》

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保などの応急給水体制の整備を促進する。

《下水道施設等の防災対策》

- 災害時に備え、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|------|------|
| 下水道ストックマネジメント計画 | 未策定 | 策定 |
| 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置数 | 112基 | 随時推進 |

5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

《交通ネットワークの整備》

- 広域的な交通アクセスの向上のため、未整備区間等の早期整備に向けた取組を促進する。
- 災害時における交通手段の確保のため、緊急輸送道路へのアクセス経路や避難路等になる町道の計画的な整備を推進する。

《道路施設の防災対策等》

- 道路点検等の結果を踏まえ、落石や崩落などの対策工事が必要な箇所について計画的な整備を推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、施設の適切な維持管理・更新を実施する。

《北海道新幹線の整備等》

- 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現するよう、関係機関と連携した取組を推進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------|------|
| 橋梁長寿命化修繕計画 | 策定済み | 随時更新 |
| 橋梁点検率 | 0% | 100% |

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による荒廃

《森林の整備・保全》

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

《農地・農業水利施設等の保全管理》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|-------|------|
| 町有林における人工林の面積 | 334ha | 現状維持 |
| 農地・農業水利施設等の地域資源を 保全管理する活動組織数 | 1組織 | 現状維持 |

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

《災害廃棄物の処理体制の整備》

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定や広域的な相互協力支援体制の構築に努める。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----|-----|
| 災害廃棄物処理計画の策定 | 未策定 | 策定 |

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

《災害対応に不可欠な建設業との連携》

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。

《行政職員の活用促進》

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・北海道及び他の市町村の行政職員の相互の応援体制の強化を図る。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------------|------|------|
| 災害時における建設協会との応急対策活動等に関する協定 | 締結済み | 現状維持 |
| 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（道・市長会・町村会） | 締結済み | 現状維持 |
| 災害時の応援に関する協定（北海道財務局・知事・市長会・町村会） | 締結済み | 現状維持 |

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画の期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、令和2年度～令和7年度の6年間とします。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

2 計画の推進方法

①施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげます。

②PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、京極町強靱化の好循環化を図ります。

[別表1] 京極町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

≪住宅・建物等の耐震化≫

- 住宅・建物等の耐震化率は一定の進捗が見られるが、法改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、体育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しているが、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、安全点検・安全対策など、適切な維持管理に努める必要がある。

≪建築物等の老朽化対策≫

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、京極町公共施設等総合管理計画や個別施設ごとの計画に沿った維持管理・更新等を行う必要がある。

≪避難場所等の指定・整備≫

- 指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、避難所を含めた避難路等を検討し、適切な避難体制の確保を図るとともに、住民への周知を徹底する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても指定されており、対象者や位置付け等について住民への周知をする必要がある。
- 災害時の避難場所等として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含めた整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を推進する必要がある。

≪緊急輸送道路等の整備≫

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

≪その他≫

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災

予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取り組みを推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 小中学校の耐震化率 100%
- ・ 町立医療施設の耐震化率 100%
- ・ 社会福祉施設の耐震化率 100%
- ・ 指定避難所の指定状況 13か所
- ・ 福祉避難所の指定状況 2か所

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

≪警戒避難体制の整備≫

- 活火山である羊蹄山の東に位置しており、将来における噴火の可能性について考慮しながら関係機関と連携し、警戒避難体制の構築を進めておく必要がある。
- 土砂災害警戒区域等の指定については、北海道が実施する基礎調査等への協力により、適切な警戒区域等の指定を促進するとともに、ハザードマップ等による危険個所の情報発信など、住民への周知に努める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害警戒区域指定数 12か所
- ・ 土砂災害特別警戒区域指定数 9か所
- ・ ハザードマップ等の作成状況 作成済

1-3 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

≪ハザードマップの作成≫

- ハザードマップの作成及び配布はしているが、住民へのハザードマップの普及を図るため、より一層の周知に努める必要がある。

≪河川改修等の治水対策≫

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において洪水を安全に流下させるための治水対策を行ってきたが、近年大雨災害で被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

○樋門・樋管等の河川管理施設について、老朽施設の補修等を行ってきているが、老朽施設が増えていることから、施設の長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ハザードマップの作成状況 作成済

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

≪暴風雪時における道路管理体制≫

○除雪や道路パトロールによる道路管理を実施しており、必要に応じて通行規制等の措置を講じているが、通行規制や復旧見込み、注意喚起等の情報について、他の道路管理者（国、北海道）とも連携しながら、防災無線等を活用することで迅速な情報提供に努める必要がある。

≪除雪体制の確保≫

○各道路管理者（国、北海道、町）において管理道路の除排雪事業を進めており、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化、除排雪の堆積場の確保、運転手等の担い手不足など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・堆雪スペースの確保 39箇所
- ・防災行政無線の整備 整備済

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

≪積雪寒冷を想定した避難所等の対策≫

○積雪や低温などの冬の厳しい自然条件での災害を想定し、毛布や暖房器具、発電機などの備蓄整備について、避難所等の防寒対策として今後も計画的に取り組んでいく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・備蓄状況 毛布216枚、暖房器具5台、発電機1台

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

≪関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化≫

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、道路や河川等の監視カメラ画像、雨量・水量、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道との情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。

≪住民等への情報伝達体制の強化≫

- 避難勧告等の発令基準について、住民周知の徹底を図る必要がある。
- 災害時における住民安否確認のため、町内会等による地域住民の連携による情報や安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 防災行政無線やホームページなどによる住民等への災害情報の伝達とともに、Lアラート（災害情報共有システム）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な方法による伝達体制を整備する必要がある。
- 外国人を含む観光客への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、安全・安心を確保するためにも災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要配慮者に対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行える体制の確保を図る必要がある。

≪地域防災活動、防災教育の促進≫

- 自主防災組織の組織率向上に向け、結成促進等を図る必要がある。
- 防災教育の推進に向け、関係機関との連携促進を図る必要がある。
- 学校関係者及び児童・生徒の防災意識の向上のため、啓発活動や地域・学校の実情に応じた避難訓練の実施など、効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織数 0 組織
- ・ 防災行政無線の整備状況 整備済み
- ・ 防災訓練の実施件数 年1回

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

《支援物資の供給等に係る連携体制の整備》

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療・救援・帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

《非常時物資の備蓄促進》

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の食料や飲料水等の自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災関係協定数 12件

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

《防災訓練等による救助・救急体制の強化》

- 地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関の連携を図り、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

《自衛隊体制の維持・拡充》

- 被災地支援に大きな役割を担っているところであり、災害発生時の適切な対応が可能となるように、自衛隊体制の維持・拡充における人員の確保等において、可能な範囲で協力する必要がある。

《救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備》

- 町の防災無線については整備済みであるが、適切な運用を図るため今後も計画的な機器更新等を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入や更新等の整備を図る必要がある。また、消防団の装備の充実等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 43名

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

≪被災時の医療体制の強化≫

- 災害時の医療確保のため、町内の医療機関及び北海道、医師会、日本赤十字社等との連携と協力体制の構築を図る必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受け入れなど災害時の医療拠点の機能を確保するため、町診療所において応急医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

≪災害時における福祉的支援≫

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

≪防疫対策≫

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、災害時における感染症の発生やまん延を防止するためには、平時からの定期予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時防疫活動協力協定 締結済み
- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 100%

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

≪災害対策本部機能の強化≫

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所などを地域防災計画で定めているが、防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画等の見直しや職員研修などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導

や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

○防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応などの拠点として業務を継続するための機能の維持・強化を図る必要がある。

《行政の業務継続体制の整備》

○災害発生時に行政サービスの低下を招かないよう必要最低限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する必要がある。

○災害時においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するための取組を計画的に進める必要がある。

《広域応援・受援体制の整備》

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、各行政機関との間で協定等を締結しており、災害時に有効に機能するよう平時から情報共有などの連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 役場庁舎の耐震化率 100%
- ・ 消防団員数 43名

4 経済活動の機能維持

4-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

《企業における事業継続体制の強化》

○大災害時における経済活動の継続を確保するため、商工会等の関係機関と連携して国のガイドライン等についての普及啓発を図るとともに、災害に対する事前の備えに向けた取組等への支援を検討する必要がある。

5 ライフラインの確保

5-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

《再生可能エネルギーの導入検討》

○災害時のリスク分散、エネルギーの地産地消などを勘案しながら、再生可能エネルギーの導入について検討する必要がある。

≪避難所への燃料供給の確保≫

- 災害時において緊急車両や避難所等に燃料供給を確保するため関係団体と協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害時のエルピーガス支援協定 締結済み
- ・災害時の石油類燃料の供給協定 締結済み

5-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

≪食料生産基盤の整備≫

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含めた生産基盤の整備を行う必要がある。

≪農業の体質強化≫

- 本町の農業は担い手不足などの課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保、鳥獣害防止対策など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・農家戸数 85戸
- ・認定農業者数 73戸
- ・耕地面積 2,510ha

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

≪水道施設等の防災対策≫

- 災害時においても給水機能を確保するため、耐震化や老朽化対策及び今後の水需要を考慮した施設の更新・維持管理などの計画的な整備を図る必要がある。
- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るための施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

《下水道施設等の防災対策》

- 下水道機能の確保のため、長寿命化計画に基づく施設の更新など計画的な維持管理を進めていく必要がある。
- 浄化槽について、単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・下水道ストックマネジメント計画 未策定
- ・浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置数 112基

5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

《交通ネットワークの整備》

- 広域的な交通アクセスの向上のため、未整備区間等の早期整備に向けた取組を促進する必要がある。
- 町道の老朽化等に伴い、整備を計画的・効率的に進める必要がある。
- 災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。

《道路施設の防災対策等》

- 道路点検等の結果を踏まえ、落石や崩落等の危険個所については、計画的に整備を実施する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、長寿命化計画等に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道等については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道等については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・橋梁長寿命化修繕計画 策定済み
- ・橋梁の予防保全率 42%
- ・橋梁の点検率 0%

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による荒廃

【評価結果】

≪森林の整備・保全≫

- 大規模災害等に起因する森林被害による荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与えることから、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

≪農地・農業水利施設等の保全管理≫

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町有林における人工林の面積 334ha
- ・農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 1組織

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

≪災害廃棄物処理計画の策定≫

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、京極町地域防災計画に定める廃棄物等処理計画に基づき、北海道及び近隣市町村との連携のもと、「災害廃棄物処理計画」の策定の検討を進め、災害廃棄物の処理に関し必要な体制の整備をする必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害廃棄物処理計画 未策定

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

≪災害対応に不可欠な建設業との連携≫

- 町と京極建設協会において、災害時における応急対策活動に関する協定を締結しているが大規模災害の発生により、町職員等の人員が極度に不足する

場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

《行政職員の活用促進》

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害時における建設協会との応急対策活動等に関する協定 締結済み

[別表2] 京極町強靱化のための推進事業一覧

| 所管課名 | 事業名 | 実施箇所等 |
|---------|------------------|--------|
| 【総務課】 | 防災・減災備品等購入事業 | 京極町一円 |
| | 避難場所等施設整備事業 | 京極町一円 |
| | 防災拠点施設整備事業 | 京極町一円 |
| | 地域防災計画更新事業 | 京極町一円 |
| | ハザードマップ更新事業 | 京極町一円 |
| | 防災行政無線更新事業 | 京極町一円 |
| | 行政通信システム更新事業 | 京極町一円 |
| | 公共施設耐震化事業 | 京極町一円 |
| | 役場庁舎施設整備事業 | 京極町字京極 |
| 【企画振興課】 | 道の駅整備事業 | 京極町字川西 |
| | ふきだし公園施設整備事業 | 京極町字川西 |
| | 京極温泉整備事業 | 京極町字川西 |
| 【健康推進課】 | 社会福祉施設等整備事業 | 京極町一円 |
| 【住民福祉課】 | 児童福祉施設等整備事業 | 京極町一円 |
| | 保育所等施設整備事業 | 京極町字三崎 |
| 【産業課】 | 林道開設事業 | 京極町一円 |
| | 林道整備事業 | 京極町一円 |
| | 治山事業 | 京極町一円 |
| | 森林整備事業 | 京極町一円 |
| | 鳥獣被害防止対策事業 | 京極町一円 |
| | 森林・山村多面的機能発揮対策事業 | 京極町一円 |
| | 農業農村整備事業 | 京極町一円 |
| | 農業水利施設等整備事業 | 京極町一円 |
| | 多面的機能支払事業 | 京極町一円 |
| 【建設課】 | 町道改良事業 | 京極町一円 |
| | 橋梁長寿命化事業 | 京極町一円 |

| 所管課名 | 事業名 | 実施箇所等 |
|---------------------|---------------------|--------|
| 【建設課】 | 河川整備事業 | 京極町一円 |
| | 除雪機械更新等事業 | 京極町一円 |
| | 町道等除排雪事業 | 京極町一円 |
| | 流雪溝施設更新事業 | 京極町一円 |
| | 水道施設整備事業 | 京極町一円 |
| | 下水道施設整備事業 | 京極町一円 |
| | 特定環境保全公共下水道事業計画策定事業 | 京極町一円 |
| | 公営住宅長寿命化事業 | 京極町一円 |
| | 浄化槽設置整備事業 | 京極町一円 |
| 【診療所】 | 国民健康保険診療所整備事業 | 京極町字京極 |
| 【生涯学習課】 | 公民館整備事業 | 京極町字京極 |
| | 総合体育館整備事業 | 京極町字京極 |
| | 湧学館整備事業 | 京極町字京極 |
| | 温水プール整備事業 | 京極町字三崎 |
| 【学務課】 | 学校施設等整備事業 | 京極町字三崎 |
| 【羊蹄山ろく消防組合 京極支所】 | 消防車両更新事業 | 京極町字京極 |
| | 救急車両更新事業 | 京極町字京極 |
| | 消防施設等整備事業 | 京極町一円 |
| | 消防設備・装備整備事業 | 京極町一円 |
| | 消防庁舎整備事業 | 京極町字京極 |